平成２９年（フ）第２９７号
奈良県大和郡山市本庄町254番地１
債務者　百田　憲司
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２３号
鳥取県境港市渡町1335番地１、前住所鳥取県境港市夕日ヶ丘２丁目28番地
債務者　渡邉　亜弥（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８９２号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番76―707号
債務者　山本　祥子（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０１号
広島県東広島市西条町田口214番地206　マイハウスＢ102号
債務者　山内　克明
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１６号
広島市中区吉島東１丁目５番11―403号
債務者　福本　和也
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２５号
広島市西区鈴が峰町40番９―301号
債務者　力田　　望
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２号
山口県下関市彦島西山町３丁目４番１―504号　県営住宅
債務者　オフィス・ニシムラこと　西村　　剛
１　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
高知県安芸郡奈半利町乙4584番地13
債務者　田渕　雄一
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第１８５４号
福岡市早良区飯倉４丁目35番23号
債務者　藤村　晋輔
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４９号
福岡市中央区大手門２丁目３番37―702号
債務者　長村　祐則
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９２号
佐賀市多布施４丁目17番331号　多布施第二団地
債務者　福澤　伯文
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
宮崎市北高松町１番36号、前住所宮崎市福島町寺山3065番地１　コーポ花堂102号
債務者　日髙　　昇
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８１号
宮崎市大字小松1203番地40
債務者　兒玉れい子
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５０号
宮崎県延岡市平原町１丁目874番地３　クローバーハイツ　203
債務者　重黒木美香
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５２号
宮崎県延岡市沖田町2241番地７　県営住宅61―101―305
債務者　山﨑　圭子（旧姓川添）
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５３号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１　市営財光寺北住宅１棟13号
債務者　矢野　美樹
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４５９号
鹿児島県西之表市国上3864番地30
債務者　牧　　香織
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係